

平成 19 年度第 5 回丸子地域協議会会議次第

平成 19 年 8 月 21 日(火) 13:30～
丸子地域自治センター 4 階講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 上田市民憲章の起草について

資料 1

(2) カネボウ跡地の活用について

(3) 広域避難場所について

資料 2

4 会議事項

(1) 地域まちづくり方針案

「自然環境の保全と人々が共生できる地域づくり」について

(2) その他

・まちづくり活動拠点について

資料 3

5 その他

6 分散会(グループ別)

7 閉 会(グループ毎)

上田市民憲章の起草について

平成 19年 8月 21日
地域協議会資料1
(総務部秘書課)

1 合併時の調整方針及び具体的な調整内容

(1) 調整方針

市民憲章については、新市において新たに制定する。

(2) 具体的な調整内容

新市において、(仮称)市民憲章制定委員会を設置し、制定の時期、方法、内容等について検討する。

2 制定目的

合併により誕生した新生上田市を、市民一人ひとりが誇りある郷土として愛着を持ち、豊かなまちになることを願い、活力ある市民社会となるための生活目標として上田市民憲章を制定する。

3 上田市民憲章起草委員会について

(1) 構成と任務

委員会は平成 19年 2月に設置し、10名(行政 1、議会 2、学識経験者 3、地域代表 4)の委員で構成し、「日本のまん中 人がまん中 生活快適都市」のまちづくりを進めていくうえで市民としての自覚や郷土としての誇りが持てるような市民憲章の起草について審議、検討する。

(2) 審議経過

市民憲章の制定目的や素案作成の基本方針を確認し、策定作業に入った。

憲章の形式は前文と本文で構成し、新市の将来像や上田地域の特色を表現し、市民一人ひとりが郷土への愛着心や誇りを持てる憲章となることを願った。

前文では上田市の全体像や特長を、本文では 自然・環境 歴史・教育・文化 福祉・健康・共生 未来 産業・観光の5つのキーワードを盛り込むことを決め、文案作成に入った。4月13日の第4回委員会で、前文と本文4項目が出来上がったところで、国語学的アドバイザーの指導を受け、原案とした。

この原案について、平成 19年 5月 16日から同年 6月 29日までの約 1か月半に亘り、市民への意見聴取(パブリックコメント)を実施し、13件の意見が寄せられた。

寄せられた意見は委員会で十分審議を行い、最終案の参考にした。

(3) 上田市民憲章起草委員会の開催状況

第1回：平成 19年 2月 19日(月)

第2回：平成 19年 3月 8日(木)

第3回：平成 19年 3月 29日(木)

第4回：平成 19年 4月 13日(金)

第5回：平成 19年 7月 26日(木)

(4) 国語学的アドバイザー指導の開催状況

平成 19年 4月 23日(月)

平成 19年 7月 26日(木)

4 今後の予定

(1) 平成 19年 9月議会へ議案提出

上田市民憲章（案）

上田市は 千曲川の清流と菅平高原から美ヶ原高原までひろがる豊かな自然
や先人の築いた歴史と文化を大切にするまちです

わたくしたちは 上田市民であることに誇りと責任を持ち 未来への発展を
願ってここに市民憲章を定めます

— 美しい自然を守り 歴史や伝統に学ぶ 文化の薫るまちをつくります

— 共に尊重し合い 平和を愛し やさしさあふれるまちをつくります

— 未来を担う子どもたちが健やかに育つ 夢あるまちをつくります

— 多彩な産業と資源をいかし 希望と活力みなぎるまちをつくります

広域避難場所(案)

丸子地域

地区	番号	避難場所	住所	電話番号	対象自治会
西内	1	西内小学校	平井 1705	0268-44-2300	西内、平井
	2	鹿教湯温泉交流センター (鹿教湯公民館)	鹿教湯温泉 1434-2	0268-45-3449	
東内	3	東内保育園	東内 2570-1	0268-42-2217	荻窪、和子
上丸子 中丸子	4	丸子中学校	上丸子 1878	0268-42-2268	下和子、辰ノ口、腰越、 三反田、沢田、海戸、 八日町、中丸子、 下丸子、御嶽堂
	5	丸子中央小学校	上丸子 824	0268-42-2112	
	6	丸子修学館高等学校	中丸子 810-2	0268-42-2827	
生長 田瀬	7	丸子北中学校	生田 3298	0268-42-2445	御嶽堂、飯沼、茂沢、 尾野山、上長瀬、町組、 下長瀬
	8	丸子北小学校	生田 3556	0268-42-2424	
	9	上田市長瀬市民センター	長瀬 2476	0268-42-5112	
塩川	10	塩川小学校	塩川 1400	0268-35-0070	石井、坂井、狐塚、 郷仕川原、南方、 藤原田

鹿教湯温泉交流センターが完成するまでの間は、鹿教湯公民館を広域避難場所とする。

上田市まちづくり活動拠点施設整備方針（案）

1 基本方針

地域住民のニーズに的確に対応できる体制を構築するとともに、地域のまとまりを大切にしながら地域全体の発展を目指す分権型自治を推進するため、地域自治センターの 3 本柱の一つであるまちづくり活動拠点施設の整備を進める。

自治会をはじめとした地域における様々な分野の市民活動団体等の活動の活性化を支援するとともに、市民自らがまちづくり活動に参加・参画することにより「出会いと交流・創造の場」としてのまちづくり活動拠点とする。

2 整備計画

(1) 実施年度

平成 20 年度から 22 年度の 3 年間（段階的整備を進める。）

(2) 実施計画（平成 20 年度）

各地域自治センターにおいて、地域の実情にあった拠点施設整備を進めることとし、平成 20 年度実施計画へ計上するものとする。

(3) 既存施設等を活用した整備の推進

地域自治センター、公民館等既存施設の空きスペースの有効活用した整備を推進する。

(4) 財源

地域振興事業基金（旧市町村持ち寄り分）を充当するものとする。

3 拠点施設利用対象者等

(1) 市民活動等支援

ア 市内で公益的な活動をする団体又は個人

イ 市内に住所を有して公益的活動を行っている団体又は個人

ウ 上記ア、イに該当する活動を、今後始めようとする団体又は個人

(2) 地域協議会の活動拠点としての利用

4 拠点施設の機能

(1) 活動拠点（市民活動の場の提供）

(2) 交流拠点（市民、企業、行政間の連携及び交流推進）

(3) 情報収集・提供（市民活動団体情報等の収集、活動団体の情報公開のサポート）

(4) 相談（活動相談、協働相談、団体の立ち上げ相談など市民活動に関する相談等の対応）

5 想定される施設・設備

【共通】

施設・設備	内容等
活動室（会議室・研修室）	会議や各種研修、打ち合わせ等に活用
活動交流コーナー （フリースペース）	・ミーティングテーブル配置 ・短時間の会合、簡易な打ち合せ、団体同士の交流の場として利用
作業コーナー（印刷作業室）	・印刷機、コピー機、丁合機、紙折り機、裁断機等設置 ・会報、チラシの作成などに利用
情報コーナー	・活動情報のPR ・NPO 情報、助成金情報 ・NPO、ボランティアに関する書籍等

【その他（地域の実情に応じて検討）】

施設・設備	内容等
相談コーナー	NPO 法人等設立相談等
パソコン・インターネットコーナー	・ホームページの閲覧、情報収集に利用 ・資料作成
メールボックス	他団体へのチラシの配布等に利用
ロッカー	団体で使用する文具、書類など市民活動をする上で、必要な物品を保管する

6 地域協議会との連携

各地域協議会の意見を十分聴取する中で、各地域の実情に合った整備を進める。

各種計画等における「まちづくり拠点施設整備」の位置付け（抜粋）

(1) 新市建設計画（P.32）

新市の施策

2 施策と主要事業

(1) 認め合い 自ら動き 個性きわだつ〔まちづくり基本方針 1〕

ア コミュニティの活性化

コミュニティを活性化させ住民相互の交流を深める

「住民主導によるまちづくりを実現するために、様々なコミュニティが活動できる拠点施設を、旧市町村役場庁舎や支所などの既存施設を有効活用しながら整備していきます。このコミュニティの拠点施設は、地域住民が自由に集い、身近な地域の課題を話し合える場とします。住民を対象としたコミュニティ活動に関する講座開催などの活動を、地域の実情に応じて展開するとともに、住民主体のコミュニティ活動やNPO活動に必要な人材・情報などを行政が支援・提供できる体制を整備していきます。

さらに、新市内外の様々な世代・地域・職業の人と人が交流するネットワークの構築に努め、互いにふれあうことができる機会を増やしていきます。」

(2) 合併協定書

10 地域自治センター・機構及び組織の取扱い

・地域自治センターの取扱い

地域自治センターは、総合支所、地域協議会及び住民のまちづくり活動の拠点機能を持つ。

・地域自治センターの機能、役割、組織等については、「地域自治センター構想」を基本とする。

【地域自治センター構想】

6 地域自治センターの住民拠点機能

地域住民の拠り所となる機能を検討し、順次整備を行います。

・住民や地域の団体等が、生涯学習や地域福祉をはじめとする様々なまちづくり活動を行う拠点を設けます。

・活動拠点の運営は、当面総合支所が行い、将来的には地域協議会や住民自治組織（住民や団体で構成するコミュニティ実践組織）等が行います。

(3) 第一次上田市行財政改革大綱（P.8）

第3 重点取組事項及び集中改革プラン（H19～H21の3年間）

1 行政改革

キ 地域自治センターの役割の発揮

- ・地域協議会の運営方法の検討と定着化
- ・まちづくりの拠点としてのハード整備
- ・地域予算と地域自治センター長の権限の検討による地域内分権の推進

(4) 第一次総合計画（中間答申案）

第1編 コミュニティ・自治（P.46～）

【現状と課題】

「市内各地域には、それぞれ地域を包括し活動している住民組織である自治会のほか、目的に応じて活動している住民組織であるNPO法人をはじめとした市民活動団体も増加し、地域生活を営む上で関わりの深い様々なコミュニティ活動が行われています。これらの自治会や市民活動団体が、互いに交流できるまちづくりの活動拠点の整備が求められています。」

【重点的な取組】

様々なコミュニティの活性化と多様な交流の促進

「自治会をはじめ地域住民の主体的な活動を支援する活動拠点の整備を進めるとともに、地域の価値を高める活動など地域住民の多様な活動に対する支援や、コミュニティ活動団体のネットワークの強化に取り組みます。」

住民自治・分権自治形成を目指した市民協働によるまちづくり

「市民と行政の協働を柱とする自治の理念と仕組みのルールづくりとして（仮称）自治基本条例を制定し、地域内分権を進めるため、地域協議会の充実、地域自治センター機能の見直し、まちづくり活動拠点の整備を進めます。」

【施策の内容】

コミュニティ活動拠点の整備と活用

- ・「様々なコミュニティ団体が活動できる拠点施設を整備することによって、コミュニティ活動を支援していきます。コミュニティ活動拠点施設は、地域住民が自由に集い、身近な地域の課題を話し合える場とし、地域自治センターの整備・活用を図ります。更に、公民館など既存施設を有効活用するとともに、中心市街地の空き店舗など民間施設の活用も検討します。また、コミュニティ活動拠点となる地域の集会施設の整備に対しても支援していきます。」

平成 19年 8月 7日

丸子地域協議会
会長 片桐 久 様

丸子地域協議委員

協議会として審議すべき事項について(意見)

下記事項について、丸子地域協議会として審議され防災意識の向上及び安全基盤の確立を図る。

記

1. 地震情報システムの活用について

「現状」

丸子地域の有線放送等で地震発生時(震度 3)に地震情報システムが作動して事前(到達 15秒前後)に察知可能である。これは、屋内での場合であって昼間屋外にいるケースもあり、7月 16日の中越沖地震でも屋外で被害に遭遇している。

事前に地震情報が知ることが出来れば避難することも可能となり、危険側の確率が低くなる。有線放送等の設置率も丸子地域で低下しており地震情報システムの有効活用が急務である。

「活用法」

地震情報システムを有線放送を設置してある公民館・コミュニティセンター(区)の屋外に放送装置を設置して地震情報を抽出して周知する。

屋外でも事前に情報が察知可能となれば、避難、安全確認ができ被害から生命が守られる確率が高くなる。

平成 1年 9月 3日防災救援ボランティア連絡会(長瀬市民センター)で関連質問をしたが、担当課長より機能を検討して設置するよう回答を得ているが、以降進展していない。丸子地域の防災機能の向上、住民の有益につながるため地域協議会として別途なる手段等意見集約を願います。

以上

丸子地域自治センター地震防災情報システム

1. 導入の経緯

旧丸子町においては、地域の大部分の世帯をカバーしている有線放送とケーブルテレビの高速通信網の活用について検討されていた。同時期に、長野県が発表した地震対策基礎調査結果によって、糸魚川 - 静岡構造線等における地震が当地域に甚大な被害をもたらすおそれのあることが示されたことから、気象庁の緊急地震速報を地域内のネットワークを利用して提供できれば、多くの住民が高速通信環境の便益を享受できるとの提案を受けた。

その後、関係機関と調整の結果、防災科学技術研究所をはじめ有線放送やケーブルテレビなどの各機関の協力が得られることとなり、平成16年度長野県ブロードバンド活用モデル事業の補助を受け、地震防災情報システムを構築した。

2. 地震防災情報システムの概要

気象庁の緊急地震情報(推定震源地・マグニチュード等)を、丸子地域自治センター内に設置されたコンピュータが分析し、丸子地域における予想震度が2.5以上となった場合は、有線放送加入世帯、ケーブルテレビの専用受信機設置世帯、及び地域内の小中学校に自動的に警報音と注意を促す放送を流す。

なお、震源地が当地域から近い場合には、地震防災情報が放送される前に揺れが到達してしまうなどの技術的な限界がある。



3. 運用実績

平成17年9月1日 運用開始

平成19年6月22日 午前3時34分 石川県西方沖を震源とする地震発生(マグニチュード4.7)
当システムの予測震度が2.6となり地震防災情報が放送されたが揺れはなし
(丸子消防署の震度計:震度0)

平成19年7月16日 午前10時13分 新潟県中越沖地震発生(マグニチュード6.6)
当システムの予測震度が2.9となり地震防災情報が放送され約17秒後に揺れが到達
(丸子消防署の震度計:震度3)

4. 地震防災情報に関するアンケート結果

有線放送加入世帯に対し電話で聞き取り調査を実施(回答者数:142人)

放送を「聞いた」:89人(63%) 「聞けなかった」:53人(37%)

放送を聞いた時の印象 「危険回避行動をとろうと思った」:14人(16%)
「地震がくるか半信半疑だった」:26人(29%)
「試験放送かと思った」:37人(42%)

放送を聞いた後の行動 「危険回避行動をとった」:20人(22%)
「身構えた」:26人(29%)
「何もしなかった」:40人(46%)

地震防災情報に対する意見・要望等

・揺れが事前にわかるので良い(便利だ、継続を望む 等):33人
・具体的な避難行動について周知する必要がある:6人
・日ごろの訓練(意識)が必要だ:5人